

三 豊 市 農 業 委 員 会 4 月 定 例 総 会 議 事 録

令和3年4月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会4月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 30名（農業委員23名、農地利用最適化推進委員7名）
欠席者 1名

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	細川 耕助	○	3 番	岡根 譲	○
4 番	松岡 幸信	－	5 番	黒木 昭則	○	6 番	石井 徳和	○
7 番	貞廣 駿	○	8 番	石井 宏昭	○	9 番	橋川 義信	○
10 番	白川 智樹	○	11 番	大西 弘	○	12 番	片山 雅夫	○
13 番	新延 健	○	14 番	田所 上奉	○	15 番	三好 康芳	○
16 番	田井 三代子	○	17 番	金子 芳巳	○	18 番	石原 剛	○
19 番	西山 正一	○	20 番	大崎 正義	○	21 番	森 尚行	○
22 番	宮崎 和代	○	23 番	正田 茂義	○	24 番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

5 番	近藤 康正	○	18 番	石井 知章	○	22 番	高岡 秋則	○
34 番	小野 賢一	○	39 番	岸井 信夫	○	52 番	黒浜 豊	○
59 番	中井 計	○	62 番	岡崎 清和	○			

2. 署名委員

11 番 大西 弘
19 番 西山 正一

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地証明願いの件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
議案第 9 号 三豊市農業委員の辞任について
その他の件について

7. 開会 【午後 1 時 3 0 分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会4月定例総会
 の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様、こんにちは。本日は気候も良く、25度くらいあるそうです。暖かくなり農作業も大変忙しくなってきた中、4月定例総会に全員の方に出席いただきありがとうございます。我々の任期も残すところあと1年となりましたけれども、この1年でコロナウイルスと決別し、本来の活動ができればと思っております。しかし、関西圏を中心にコロナウイルスが全国に広がっている状況であり、この先も移動の制限や飲食店の営業に制約が出ると言われております。先般、三豊市からワクチン接種申し込みの案内がありましたが、結局コールセンターにつながらず予約をすることができませんでした。ワクチンの接種を終えると、少々は安心して日々を過ごすことができるかもしれません。ワクチンの接種を早く進めていただくことが我々の望みです。皆様も体調にじゅうぶん配慮していただき、活動を続けていただきたいと思います。

本日の議案につきましては多くはありませんが、皆様のご協力により審議がスムーズに進みますようお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございました。

 ただいまの出席農業委員は２３名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、議席番号４番 松岡 幸信 委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止集中対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また、本日も出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議長　ただ今から、三豊市農業委員会４月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号１１番 大西　弘 委員、議席番号１９番 西山　正一 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

１ページを開いてください。議案第１号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたし

ます。

〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 1 1 号を朗読 〕

以上１１件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長　ただ今の議案第１号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一 同 〔なしの声あり〕

議 長 ないようですので、議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号 1 号から番号 11 号の 11 件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。5 ページを開いてください。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長　ただいまの議案第2号の報告についての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一 同 〔なしの声あり〕

議 長 ないようですので、議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の件について」の番号 1 号から番号 3 号の 3 件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。6 ページを開いてください。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第 3 号 番号 1 号から番号 1 1 号を朗読 〕

以上１１件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
1 1 番	番号 1 号について説明します。こちらの申請地については、1 0 年くらい何も耕作していません。また、番号 2 号については、譲受人が申請地の隣で鶏舎を建てており、その方が卵の付加価値を高めるためにオリーブを植えたいということです。ご審議よろしく願いいたします。
3 番	番号 3 番から番号 4 号について説明します。双方とも譲渡人はこちらで居住しておらず、譲受人が申請地でアスパラを栽培している状態で、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
1 3 番	番号 5 号から番号 6 号について説明します。譲渡人は昨年父親が亡くなりましたが、父親と譲受人で譲り受ける旨話を進めていたそうです。譲渡人は市外に在住しており、こちらに帰ってくる予定もないということで、番号 5 号では水稻を、番号 6 号では野菜の栽培とミカンの木の手入れを行う予定です。問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
1 4 番	番号 7 号から番号 8 号について説明します。こちらの申請地は隣接しており、譲受人が同じ方ということから、一括して説明させていただきます。番号 7 番につきましては、譲渡人の配偶者が亡くなったことで、労力不足であることから経営を縮小したいということです。番号 8 番につきましては、譲渡人は他にお勤めであり、この方についても経営を縮小したいということで譲受人に話をしたところ、譲渡が成立しました。譲受人は建設業を営んでおりますが稲作も行っており、申請地についても稲作を行う予定であることから、問題ないと思われます。 次に番号 9 号について説明します。譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、市外に居住されているため譲渡したいということで業者に依頼しておりました。その業者から譲受人に話があり、今回譲渡が成立しました。譲受人はタマネギを作っていきたいということで、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
1 5 番	番号 1 0 号について説明します。譲渡人は農業に従事した経験がなく、親が耕作しなくなってから小作を依頼しておりました。また、譲受人にとって申請地は自作地と隣接しており問題はないものの、お互いに高齢であることから将来のことを考え、長年の小作に感謝して無償で譲渡するということになりました。現地を確認しましたが、農地として利用されており耕作には問題ありません。譲受人は主に水稻を行っており、周辺農地にも影響ありません。ご審議よろしく願いいたします。
1 7 番	番号 1 1 号について説明します。譲受人と譲渡人は父親の代からの付き合いであり、譲渡人は申請地を相続により取得しております。申請地が譲受人の自宅に隣接していることから、譲渡人に譲っていただきたい旨を話したところ、譲渡人が県外に住んでいることもあり、譲渡が成立しました。譲受人は現在も野菜や花を栽培しておりますので、周辺に与える影響もないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

8 番	番号 1 0 号について質問します。こちらは議案第 1 号の番号 9 号と関連するかと思ったんですが、申請地の地番が異なっていました。先ほどの説明にありましたように、議案第 1 号と第 3 号の地番を見ると近いところにあるので、どちらかが誤りかと思いましたので確認させてください。
事 務 局	議案第 1 号の解約の申請については議案第 3 号と同じ方なのですが、地番と面積については議案書のとおりです。記入誤りではないと思われます。それぞれ違う地番で申請されておりますので、また別の農地だと思います。
1 5 番	今回の申請地については、当初はすべて譲る予定だったんですが、譲受人が高齢ということもあり、一部だけ譲ったと聞いております。
議 長	他に質問やご意見はありませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 1 1 号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 1 1 号の 1 1 件につきましては、許可することと決定します。 次に進ませていただきます。1 0 ページを開いてください。議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。 〔 議案第 4 号 番号 1 号から番号 5 号を朗読 〕 なお、農地区分につきましてはすべて第 2 種農地です。 以上 5 件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。委員説明はございませんので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 5 号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一	同	〔 異議なしの声あり 〕			事の関係の一時転用です。ご審議よろしく願いいたします。
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。 次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	20	番	番号15号について説明します。譲受人は太陽光発電の事業を営んでおり、今回事業拡大のため土地を探していたところ業者から紹介があつて、譲渡人と話がまとまりました。周辺農地に影響はないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
			議	長	担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。
事	務	局	一	同	〔 なしの声あり 〕
			議	長	ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
			一	同	〔 異議なしの声あり 〕
			議	長	異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号の17件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。 次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	事	務	局
2	番	番号1号から3号について説明いたします。こちらは、すべて香川用水幹線の入れ替え工事ということで、近隣との調整もできておりますので、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。			議案第6号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。
6	番	番号5号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は朝日山の裏手にあります。譲受人は運送業を営んでおりまして、以前から駐車場が手狭になったことから近隣で土地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり今回申請を行うことになりました。隣接する農地及び水利関係の同意も得ておりますので、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。			〔 議案第6号 番号1号から番号2号を朗読 〕
7	番	番号6号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は上高瀬小学校から200メートル程下に位置しています。譲渡人2名のうち県外に居住する方は、相続した農地を宅地として売却処分するよう業者に依頼をしていました。また市内在住の譲渡人は、高齢で農業の後継者がいないことから、売却に同意しました。この業者の仲介で、譲受人と話がまとまり、今回の申請となりました。水利等関係先の同意を得ており、周辺への影響もなく、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。			本件につきましては、非農地証明事務処理要領にあります、耕作の事業を行うものが、その農地を他の農地の保全または利用の増進のために必要な農業用施設、農道水路等の両立をする場合に該当するため、農地法の適用を受けない土地に該当すると思われます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
11	番	番号9号について説明します。申請地は国道377号線から財田町へ行く道の、神田川を渡ったところに位置しています。その道が鋭角であり、申請地を貸してほしいということで譲渡人が承諾しました。 番号10号から11号については、香川用水の工事の関係で、令和4年8月21日までの貸借です。番号12号の申請地については、神田から二ノ宮へ行く道から入って200メートルほどの場所にあります。こちら香川用水の工	議	長	事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。
			11	番	番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は、平成20年に農道及び水路となっていますが、登記ができておりませんでしたので、今回申請したものです。非農地で問題ないと思います。ご審議よろしく願いします。
			14	番	番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。現地を確認したところ、もともとの農道につきましては1メートル45センチ、後に1メートル拡張されたとういことで、現在は2メートル45センチの農道として利用されております。問題ないと思われます。ご審議よろしく願いします
			議	長	担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。
			一	同	〔 なしの声あり 〕

議 長	ないようでございますので、議案第 6 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号から番号 2 号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号から番号 2 号の 2 件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。 次に進ませていただきます。2 1 ページをお開きください。議案第 7 号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 7 号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。 〔 議案第 7 号 番号 1 号から番号 5 号を朗読 〕 本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B 分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。
1 7 番	番号 1 号から番号 2 号について説明します。位置図公図をご覧ください。番号 1 号と 2 号の申請地は隣接しております。番号 1 号については竹が密集しており、立ち入ることができない状態です。番号 2 号についても竹とかなり太い樹木が生え、どちらも山林の状態となっております。非農地が妥当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
2 0 番	番号 3 号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は傾斜がきつく、木が茂り山林の状態となっています。番号 4 号については 4 0 年くらい前から竹が生え、耕作できる状態ではありません。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	番号 5 号については私の担当地域ですので、私から説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は、国道 3 2 号線を琴平に向かったところにある飲食店から北に 7 0 0 メートルくらい山手に入ったところにあります。現場を確認しましたところ、番号 5 号(1)はまだ山のほうまで行くことができるものの、番号 5 号(2)は道もなければ竹も多く生えている状態です。以前はこちらでタケノコを収穫していたと思いますが、この 2 0 年くらいは立ち入っていない状況です。非農地もやむを得ないと思います。 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕

議 長	ないようでございますので、議案第 7 号「非農地通知の件について」番号 1 号から番号 5 号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 7 号「非農地通知の件について」番号 1 号から番号 5 号の 5 件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。 それでは次に進ませていただきます。2 3 ページをお開きください。議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。 今月は議案書の 2 3 ページから 7 2 ページまでです。管理者から耕作者への貸付は 8 4 件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては 9 件、合計 9 3 件となっております。 以上、利用権の設定 9 3 件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するということ、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各 3 件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」は 9 3 件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。 次に進ませていただきます。議案第 9 号「三豊市農業委員の辞任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 9 号「三豊市農業委員の辞任について」説明をさせていただきます。 〔 議案第 9 号 を朗読 〕 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、

一 同 質問ございませんか。

議 長 〔 なしの声あり 〕

一 同 ないようですので、議案第9号「三豊市農業委員の辞任について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

議 長 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「三豊市農業委員の辞任について」は相当の理由があると認め、辞任に同意することと決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後3時05分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 2時55分休憩
午後 3時05分再開

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

その他の件について、事務局から説明をお願いします。

〔 その他の件の顚末は、次頁のとおり 〕

その他の件

1. 令和3年度農林水産課補助事業関係について
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
3. 令和2年度三豊市農業委員会事業実績について
4. その他

(1) 5月定例総会について

日 時 令和3年5月20日(木) 午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
5月7日(金)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：細川 耕助	高瀬町：石井 徳和
		山本町：橋川 義信	財田町：森 尚行

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
4月26日(月) 午後2時00分～	女性農業委員活動意見交換会	危機管理センター 3階 301会議室

- (4) 配布物
- ・アグリレディ2020
 - ・2021年農業委員会活動記録セット
 - ・農地を転用するときは農地法の許可が必要です(リーフレット)
 - ・かがわ農地活用レポート(令和3年3月)
 - ・市農業委員、農地利用最適化推進委員研修会資料
 - ・令和3年度 三豊市農業委員会事業計画(案)
 - ・令和2年度 三豊市農業委員協議会会計帳簿
 - ・三豊市農業委員会 事務局職員名簿・事務分掌

閉 会 【 午後 3時35分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____